

# 神栖市水道ビジョン2018▶2027（後期計画） 概要版

## 1. 神栖市水道ビジョン2018▶2027の改訂趣旨

本市では、平成30年3月に計画期間を10年間とした「神栖市水道ビジョン2018▶2027」策定し、計画期間の前期5カ年において、配水場の更新等の施策を進め、計画的な事業運営に努めてきました。事業環境の変化や新たな課題を踏まえ、前期5カ年に取り組んできた施策の効果を活かしてより実効性の高い計画とするため、施策の見直しを行いました。

- ▶ 国の「新水道ビジョン」及び「経営戦略策定ガイドライン」の策定方針を基に前期5カ年の取り組みを分析・評価した上で、上位計画である「第3次神栖市総合計画」の取り組みと整合を図って、後期5カ年の水道事業の経営方針を示すものとします。
- ▶ 「神栖市水道ビジョン2018▶2027（後期計画）」は、令和5年度から令和9年度を計画期間としています。

## 2. 将来像と目標

「神栖市水道ビジョン2018▶2027」では、基本理念を実現するため、国の「新水道ビジョン」が示す「安全」・「強靱」・「持続」の3つの観点に基づき、神栖市水道事業の理想像と目標を定めました。「神栖市水道ビジョン2018▶2027（後期計画）」ではこの理想像と目標を継承します。

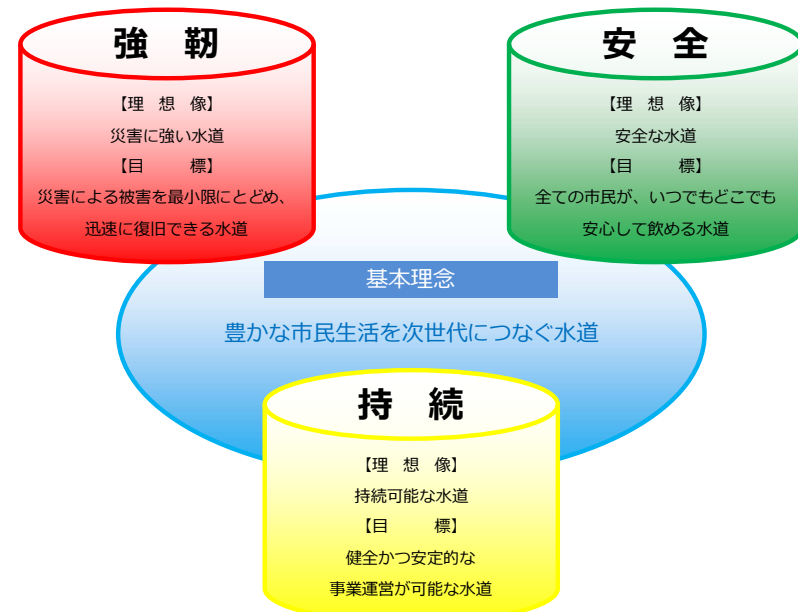


図-1. 水道の理想像と目標

## 3. 後期計画の施策体系

「神栖市水道ビジョン2018▶2027」では神栖市水道事業の理想像を定め、これを実現するための8つの基本方針と15の施策を位置付けました。

前期5カ年での施策の実施状況をフォローアップし、水道事業の現状と課題や将来の事業環境に対する新たな課題について整理したところ、「神栖市水道ビジョン2018▶2027（後期計画）」は8つの基本施策と20の施策を目標とします。

表-1. 水道ビジョンの目標と施策

神栖市水道ビジョン2018▶2027					改訂方針	神栖市水道ビジョン2018▶2027（後期計画）					
観点	理想像	目標	基本施策	施策		観点	理想像	目標	基本施策	施策	
安全	安全な水道	全ての市民が、いつでもどこでも安心して飲める水道	(1) 安全を確保する水の管理	1) 水安全計画の策定	継続	安全な水道	全ての市民が、いつでもどこでも安心して飲める水道	(1) 安全を確保する水の管理	1) 水安全計画に基づく水質管理の徹底	継続	
				2) 水質検査の実施と公表	継続				2) 水質検査の実施と公表	継続	
				(2) 末端までの水質管理の徹底	1) 受水の安定確保と末端までの水質確保				継続	1) 受水の安定確保と末端までの水質確保	継続
					2) 貯水槽水道の適正管理の啓発活動				継続		2) 貯水槽水道の適正管理の啓発活動
3) 給水装置の適正管理	継続	3) 給水装置の適正管理	継続								
強靱	災害に強い水道	災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道	(1) 災害に強い水道施設の整備	1) 計画的な施設・設備及び管路の更新	発展	強靱	災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道	(1) 災害に強い水道施設の整備	1) 計画的な施設・設備及び管路の更新 ・設備の重要度を考慮した更新 ・無人対応の遠隔監視システムの導入	発展	
				2) 施設の適正な維持管理	発展				2) 水道施設更新計画に基づく老朽管の更新・耐震化 ・管路整備による更なる普及率の向上 ・残存する直送エリアの解消	発展	
				(2) 災害対応能力の向上	1) 応急給水体制の充実				継続	1) 応急給水体制の充実	継続
					2) 災害時における近隣水道事業者や民間事業者との連携の確保				継続		2) ホームページや広報紙等での周知徹底
3) 災害時における近隣水道事業者や民間事業者との連携の確保	継続	3) 災害時における近隣水道事業者や民間事業者との連携の確保	継続								
持続	健全かつ安定的な事業運営が可能な水道	(1) 財政基盤の強化	(1) 財政基盤の強化	1) 中長期的な視点での経営戦略	発展	持続	健全かつ安定的な事業運営が可能な水道	(1) 財政基盤の強化	1) 経営戦略に基づく健全経営	発展	
				-	新規				2) 水道料金改定の検討	新規	
				(2) 人材確保と育成	1) 事業推進に向けた人材確保				継続	1) 事業推進に向けた人材確保	継続
					2) 職員の計画的な人材育成				継続		2) 職員の計画的な人材育成
(3) 業務の効率化と環境負荷の低減	1) 設備台帳の電子化	発展	1) アセットマネジメントの実践	発展							
	2) 環境に配慮した事業活動の推進	継続		2) 環境に配慮した事業活動の推進	継続						
-	新規	3) IoTの活用による業務の効率化	新規								
(4) お客様サービスの向上	1) 情報公開の推進	継続	1) 情報公開の推進	継続							
	-	新規		2) 水道料金の支払い方法の多様化	新規						

※改訂方針

- 継続  ;前期5カ年での施策の実施状況を踏まえて、継続して取組む施策
- 発展  ;前期5カ年での施策の実施状況を踏まえて、内容を発展的に見直して取組む施策
- 新規  ;新たに取組む施策

#### 4. 経営見通し

将来においても健全な経営環境を維持していくために、経営の基本計画となる「経営戦略」を定期的に見直し、この計画に基づき事業運営を行っていきます。経営戦略は、総務省が水道事業等の地方公営企業に策定を求めているもので、「水道ビジョン」と「事業計画」をつなぎ合わせる役割を担うものです。

令和3年3月に改定した経営戦略では、水道料金の改定を「平成30年水道ビジョン（経営戦略）」で予定していた令和3年度から、令和6年度以降へ先送りできるという結論にいたりました。しかしながら、直近の電気料金や薬品の価格高騰の影響を受け、令和5年度予算では約270万円の黒字と経営環境は厳しくなっています。

そこで、決算の実績や経営状況を踏まえ、将来の経営の見通しをたてるため、策定当初の基本方針を踏まえつつ、令和4年度に経営の評価基準に関連する水道料金や企業債及び一般会計繰入金等の様々な条件を設定し財政シミュレーションを行いました。（参考期間として令和14年度までの財政シミュレーションを実施）

表-2. 経営の評価基準

評価基準		設定内容
①	損益黒字の確保	収益的収支における損益において、常に黒字を維持します。 * 純損失が発生しない（経常収支率が100%以上となる）ように供給単価を設定 * 料金見直しのタイミングは経常収支比率が100%以下となる見込みの翌年
②	安定的な自己資金残高の確保	過去の実績から、運転資金として必要最低限確保しなければならない現金預金を設定し、建設改良費の財源として自己資金で不足する場合は、企業債を借り入れることとしました。 * 現金預金 20億円以上を確保
③	給水収益に対する企業債残高の割合を一定限度内に抑制	企業債を借り入れる場合は、給水収益に対する企業債残高の割合を一定限度内に抑えるようにしました。 * 企業債残高の上限を50億円を目安として、起債比率を変更 * 給水収益に対する企業債残高の割合は200%未満を目安（ただし、①②を満足させるための一時的な基準超過は許容する。）

財政シミュレーションの結果、令和8年度に収益的収支が赤字になると見込まれたことから、令和14年度までの黒字の確保と、経常収支比率が100%以上を達成できるように、令和9年度に7.5%程度の料金値上げが必要となる見込みです。また、現金預金も20億円を確保し、給水収益に対する企業債残高の割合は一時的に超過するものの、200%未満を達成できます（図-2参照）。

なお、財政シミュレーションで示す内容は、基本条件を設定した上で試算を行い、今後の方針を検討したものです。そのため、上述した料金改定をする前には、直近の実績等を踏まえて再度詳細な検討を行います。

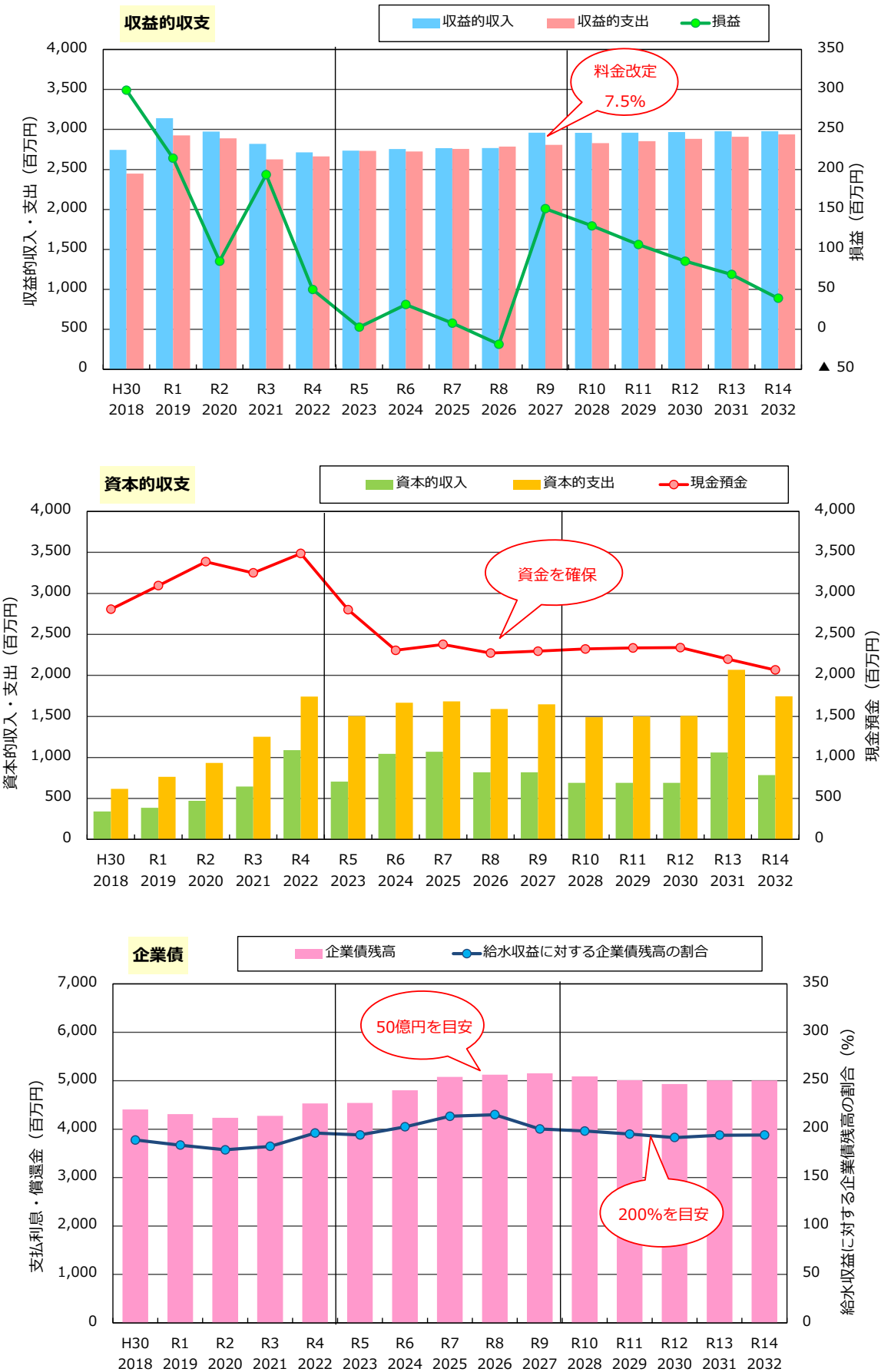


図-2. 財政収支の見通し